

議案第 1 3 9 号

市道路線の認定について《竹ノ下夕川東線》

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を次のとおり認定する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

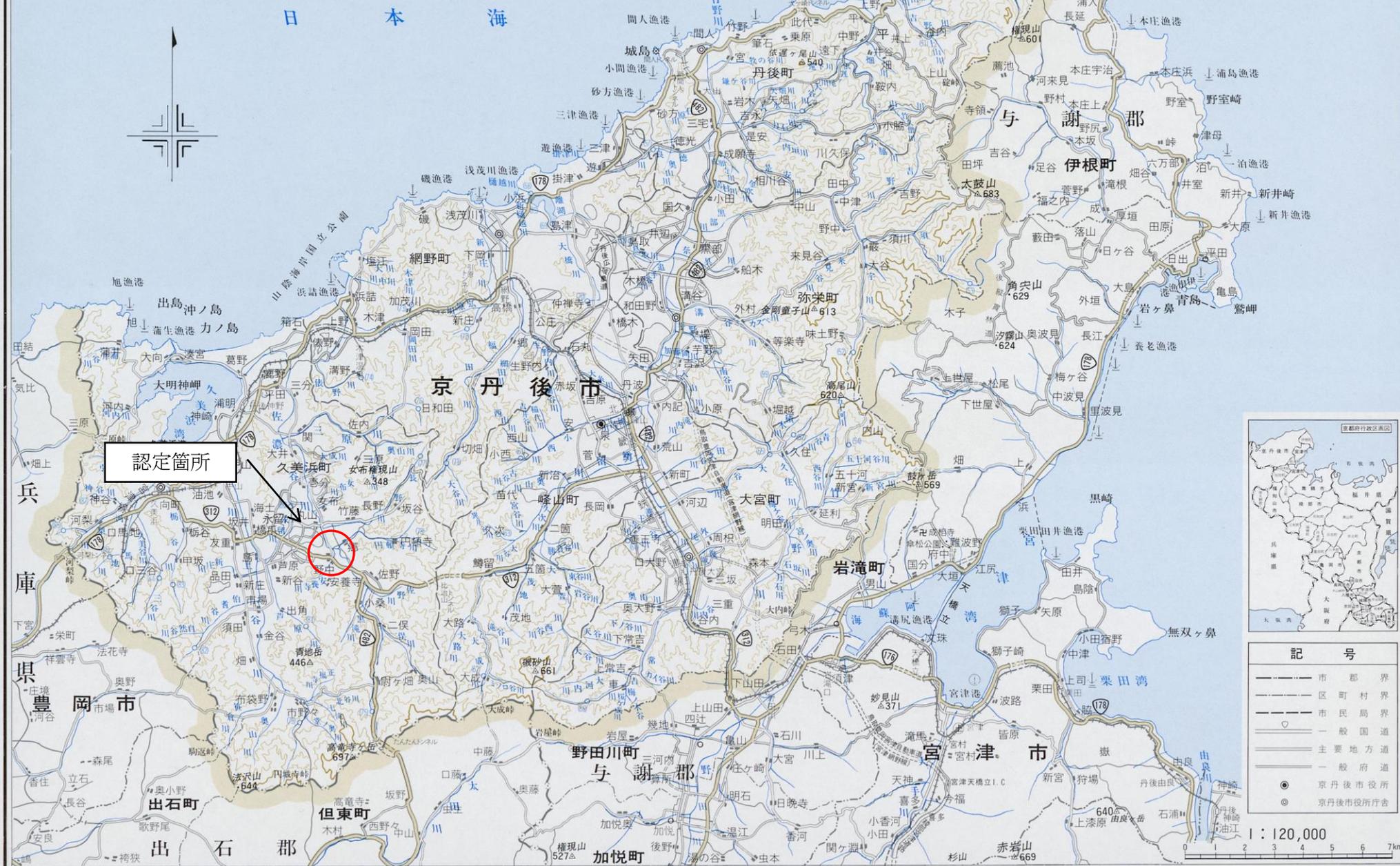
路線名	起点	終点	重要な経過地
竹ノ下夕川東線	久美浜町野中小字竹ノ下夕 3 7 5 番地先	久美浜町野中小字川東 9 4 番地先	

提案理由

久美浜町野中地内の国道 3 1 2 号のバイパス整備に伴い、旧府道となる区間の市道認定を行うものである。

# 京丹後市管内図

# 認定路線の位置図



認定箇所



記号	
—	市 郡 界
- - -	区 町 村 界
—○—	市民局界
—	一般国道
—	主要地方道
—	一般府道
●	京丹後市役所
◎	京丹後市役所庁舎

1 : 120,000  
0 1 2 3 4 5 6 7km

